

条 例

議会の議決を経た「千曲市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和6年3月25日

千曲市長 小川 修一

千曲市条例第5号

千曲市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

千曲市一般職の職員の給与に関する条例（平成15年千曲市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第38条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは、「100分の57.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」を「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。